

# 利用料(保育料)の試算について

個別の正式な利用料は、市民税のほか、世帯の状況(ひとり親世帯の同居家族、障害手帳等の有無)等を含めたうえで決定し、保育所等への利用が決定したのちに、利用料決定通知書で連絡しています。ここでは保育料で利用する税額についての基本的な見方を説明します。世帯によって異なる調整控除等は取り扱いませんので、あくまでも、[利用決定前の目安として](#)お考えください。

<利用料金表の見方> 料金表は横浜市保育所等利用案内に掲載されています。

(1)市民税額(父母の合算)、(2)きょうだい区分、(3)保育必要量、(4)利用施設によって確認します。

きょうだい区分(※)、保育必要量はご利用の年度の「横浜市保育所等利用案内」をご確認ください。

※実際のお子さんの数ではなく、特定の施設・事業を利用している就学前のお子さんの数世帯の状況により、祖父母などを算定対象に含める場合やひとり親等の軽減が適用される場合があります。詳細は「保育所等利用案内」をお読みいただき、お住まいの区の区役所こども家庭支援課にお問い合わせください。

令和5年度横浜市子ども・子育て支援新制度利用料(保育料)(月額)										参考		
										(単位:円)		
認定区分		1号認定				2号認定(3歳児クラス~)						
対象施設・事業		認定こども園(保育利用)・幼稚園				認定こども園(保育利用)・認可保育所						
負担額		0				0				0		
負担区分	認定区分	3号認定(0~2歳児クラス)										
	対象施設・事業	認定こども園(保育利用)・認可保育所				小規模保育事業、家庭的保育事業、認定訪問型保育事業、新規対象の事業所内保育事業						
	きょうだい区分※1	第1子		第2子		第1子		第2子				
市民税所得割額※2	保育必要量	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間			
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間		
(1)	A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	B	市民税非課税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	C	市民税均等割のみ	6,700	6,500	2,300	2,200	2,400	3,900	1,600	1,500		
	D1	市民税所得割課税額 10,000円以下	8,200	8,000	2,900	2,800	5,100	6,900	2,100	2,000		
	D2	10,001円以上~48,600円以下	10,000	9,800	3,500	3,400	6,300	6,100	2,500	2,400		
	D3	48,601円以上~50,400円以下	12,500	12,200	4,400	4,300	8,600	8,400	3,400	3,300		
	D4	50,401円以上~57,700円以下	14,500	14,200	5,100	5,000	10,800	10,600	4,300	4,200		
	D5	57,701円以上~77,100円以下	16,500	16,200	5,800	5,700	13,100	12,800	5,100	5,000		
	D6	77,101円以上~97,000円以下	20,400	20,000	7,100	6,900	19,000	18,600	7,100	6,900		
	D7	97,001円以上~102,600円以下	25,000	24,500	8,800	8,600	21,900	21,500	8,800	8,600		
	D8	102,601円以上~120,600円以下	29,000	28,500	10,200	10,000	26,900	26,400	10,100	9,900		
	D9	120,601円以上~138,600円以下	34,000	33,400	11,900	11,600	31,100	30,500	11,900	11,600		
	D10	138,601円以上~169,000円以下	38,000	37,300	13,300	13,000	35,000	34,400	13,300	13,000		
	D11	169,001円以上~174,900円以下	41,500	40,700	14,500	14,200	38,100	37,400	14,500	14,200		
	D12	174,901円以上~192,900円以下	44,500	43,700	15,600	15,300	41,000	40,300	15,600	15,300		
	D13	192,901円以上~211,200円以下	47,500	46,600	21,400	21,000	43,800	43,000	21,400	21,000		
	D14	211,201円以上~228,900円以下	50,200	49,300	22,600	22,200	46,200	45,400	22,600	22,200		
	D15	228,901円以上~246,700円以下	53,000	52,000	23,900	23,400	48,800	47,900	23,900	23,400		
	D16	246,701円以上~255,700円以下	55,000	54,000	24,800	24,300	50,600	49,700	24,800	24,300		
	D17	255,701円以上~264,700円以下	57,000	56,000	25,700	25,200	52,200	51,300	25,700	25,200		
	D18	264,701円以上~273,700円以下	58,000	57,000	26,800	26,300	53,600	52,600	26,800	26,300		
	D19	273,701円以上~282,700円以下	59,000	57,900	27,900	27,400	55,000	54,000	27,900	27,400		
	D20	282,701円以上~291,700円以下	60,000	58,900	29,000	28,500	55,300	54,300	27,700	27,200		
	D21	291,701円以上~301,000円以下	61,000	59,900	30,100	29,500	55,600	54,600	27,800	27,300		
	D22	301,001円以上~309,700円以下	64,500	63,400	33,100	32,500	55,900	54,900	28,000	27,500		
	D23	309,701円以上~335,800円以下	68,000	66,800	36,200	35,500	56,300	55,300	28,200	27,700		
	D24	335,801円以上~361,300円以下	71,500	70,200	39,300	38,600	56,700	55,700	28,400	27,900		
D25	361,301円以上~387,700円以下	73,600	72,300	39,700	39,000	57,200	56,200	28,600	28,100			
D26	387,701円以上~397,000円以下	75,600	74,300	40,000	39,300	57,700	56,700	28,900	28,400			
D27	397,001円以上	77,500	76,100	42,600	41,800	58,100	57,200	29,100	28,600			
ひとり親世帯※3	E0	市民税均等割のみでひとり親世帯等	2,300	2,200	0	0	1,600	1,500	0	0		
	E1	D1階層でひとり親世帯等	2,900	2,800	0	0	2,100	2,000	0	0		
	E2	D2階層でひとり親世帯等	3,200	3,100	0	0	2,500	2,400	0	0		
	E3	D3階層でひとり親世帯等	3,200	3,100	0	0	2,800	2,700	0	0		
	E4	D4階層でひとり親世帯等	3,200	3,100	0	0	2,800	2,700	0	0		
	E5	D5階層でひとり親世帯等	3,200	3,100	0	0	2,800	2,700	0	0		

(2)(3)(4)

## 利用料金表の見方の【例】

- ① 父の所得割額 170,000 円、母の市民税所得割額 70,000 円(父母の合計 240,000 円)  
(保育所利用で第1子、標準時間の場合)  
→D15 階層となり、利用料は **53,000 円**
- ② 父の市民税所得割額は 0 円で均等割額は有り、母の所得割額は 0 円で均等割額 0 円  
(小規模保育事業利用で第1子、短時間の場合)  
→C 階層となり、利用料は **3,900 円**



3. 横浜市の税額(2の税額)は8%で計算されているため、6%で計算し直します。

$(\text{上記2で把握した金額}) \div 8 \times 6$

※政令指定都市は、県民税と市民税の割合が異なり、横浜市は税額決定通知書では政令市の税額(8%)で算定されています。保育料の計算では他都市に比べ高くない様、6%に計算し直します。

※実際の算定時には、ここからさらに調整控除額等を差し引きますが、世帯の状況により異なり、複雑になるためここでは割愛しています。そのため、計算した利用料は目安として下さい。

4. 父母それぞれで計算した金額を合算します。

父母ともに非課税(ひとり親で非課税)であり、同居の扶養義務者(祖父母等)がいる場合には、同居の扶養義務者(祖父母等)を算定対象に加えることがあります。詳しくはお住まいの区のこども家庭支援課にお問い合わせください。

5. 合算した金額を「利用料金表」と照らし合わせると、概ねの利用料がわかります。

実際の算定の際は、調整控除額等を差し引きます(調整控除額は世帯により異なります)。

試算した料金は目安としてください。実際の(決定した)利用料とは異なる場合があります。